

住民自治協議会自立支援(事務局長雇用経費)補助事業に実績について

平成 26 年 1 月
都市内分権課

1 事業の目的

住民自治協議会が自立した運営を行うとともに、その活動が継続し、更に発展するよう支援するため、住民自治協議会の運営及び活動に係る事務の統括に当たる事務局長の雇用に要する経費に対し、補助金を交付するもの

2 事業の評価

事業の実施により、平成 25 年 12 月末日現在、31 地区で事務局長が雇用され、役員の負担軽減や活動の継続性、事務局の統括等、期待通りの効果があったと評価をしている。

ただし、当初期待していた事務局長の勤務時間や補助金額の妥当性については、数値的なデータからは判断が困難な状況となっている。

3 事務局長を雇用したことによるメリット（平成 25 年 5 月の訪問の際の聞き取り）

- (1) 役員の負担が減った。
- (2) 組織の継続性を担保していくうえでメリットがある。
- (3) 制度、規程類の整備が進んだ。
- (4) 住自協活動の扇の要として重要である。
- (5) 事務局長が事務局をまとめていることにより、会長などの役員が交代してもスムーズにしている。
- (6) 事務局長を配置することで、社協などを含む組織や住民の連携が良くなった。

4 補助金交付の要件等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 補助金交付対象者 | 市内 32 地区の住民自治協議会 |
| (2) 補助金交付額 | 事務局長の雇用に要する費用の 10/10 以内
1 地区当たり、年額 120 万円以内、月額 10 万円以内 |
| (3) 補助金交付期間 | 平成 24 年 4 月 1 日から
※ 事業は、平成 24～25 年度の 2 年間とする。(試行期間) |

5 平成 24～25 年度の事業実績

(1) 事業実施地区

(平成 25 年 12 月末日現在)

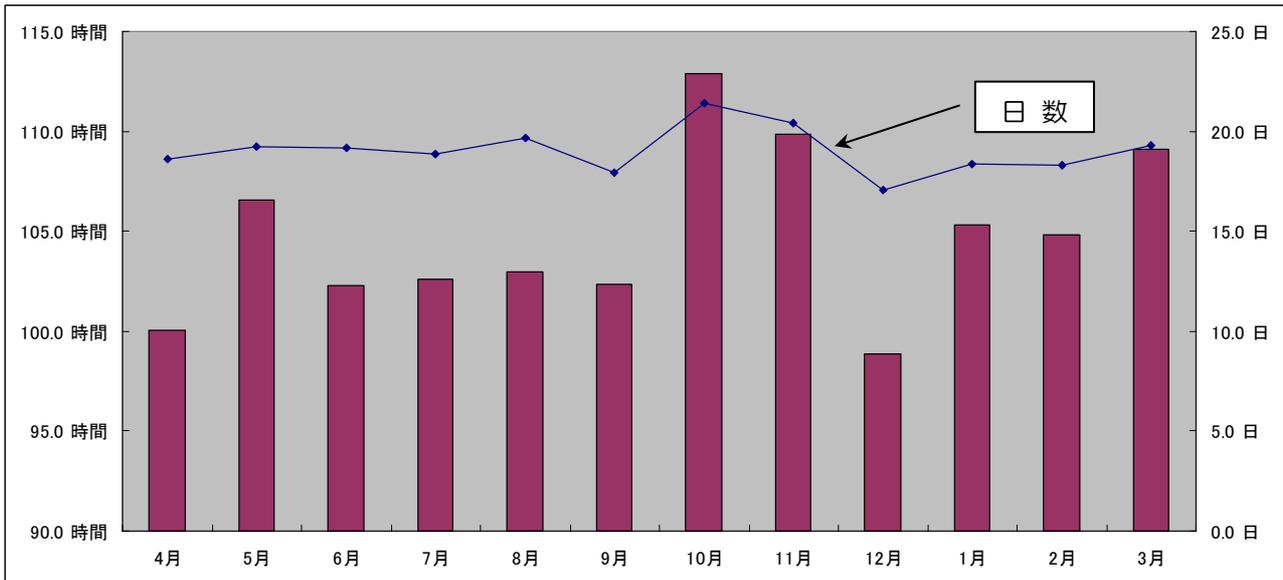
雇用開始時期		地区状況			地区名
開始月	月数	地区数	累計	比率	
平成 24 年 4 月	12	22	22	68.75%	第三、芹田、古牧、三輪、古里、柳原、浅川、朝陽、若槻、長沼、安茂里、芋井、篠ノ井、松代、川中島、更北、七二会、信更、鬼無里、大岡、信州新町、中条
平成 24 年 5 月	11	2	24	75.00%	小田切、若穂
平成 24 年 6 月	10	1	25	78.13%	戸隠
平成 24 年 7 月	9	1	26	81.25%	豊野
平成 24 年 10 月	6	1	27	85.38%	吉田
平成 24 年 12 月	4	1	28	87.50%	第四
平成 25 年 4 月		1	29	90.63%	大豆島
平成 25 年 5 月		1	30	93.75%	第五
平成 25 年 10 月		1	31	96.88%	第一

(2) 補助金交付実績（平成 24 年度実績）

- ・ 補助金交付団体数 28 地区
- ・ 補助事業費(当初)計 31,815,930 円（各住自協の計画額の合計）
- ・ 補助金交付決定額 30,274,275 円（計画額に対する補助金の交付決定額）
- ・ 補助事業決算額 32,063,128 円（平均事業費 1,145 千円/地区）
- ・ 補助金確定額 30,030,643 円（補助金平均 1,081 千円/地区）
- ・ 地区別補助事業実績 別添のとおり

6 事務局長の勤務内容

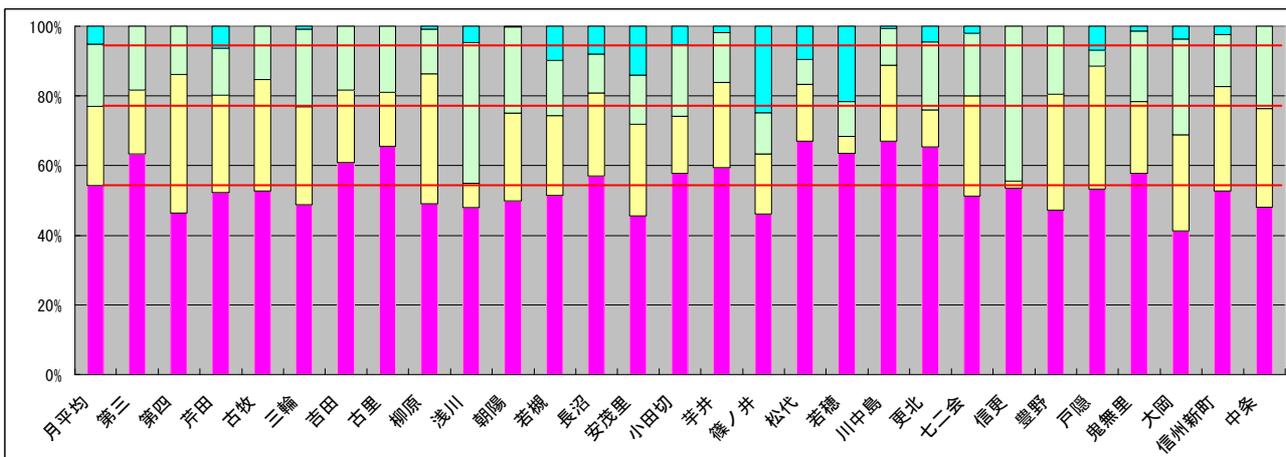
(1) 月別の勤務日数・時間数の推移（設置地区の平均）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地区数	22	24	25	26	26	26	27	27	28	28	28	28
時間	100.1	106.6	102.3	102.6	103.0	102.3	112.9	109.8	98.9	105.3	104.8	109.1
日数	18.6	19.3	19.2	18.8	19.7	17.9	21.4	20.4	17.1	18.4	18.3	19.3

- ・月当たりの平均勤務時間及び勤務日数は、102.9時間、18.7日。
- ・多くの行事が計画されている10～11月と、決算期の3月、年度当初の5月の勤務が多くなる傾向が見られる。

(2) 勤務内容（各地区の勤務内容の区分別構成）

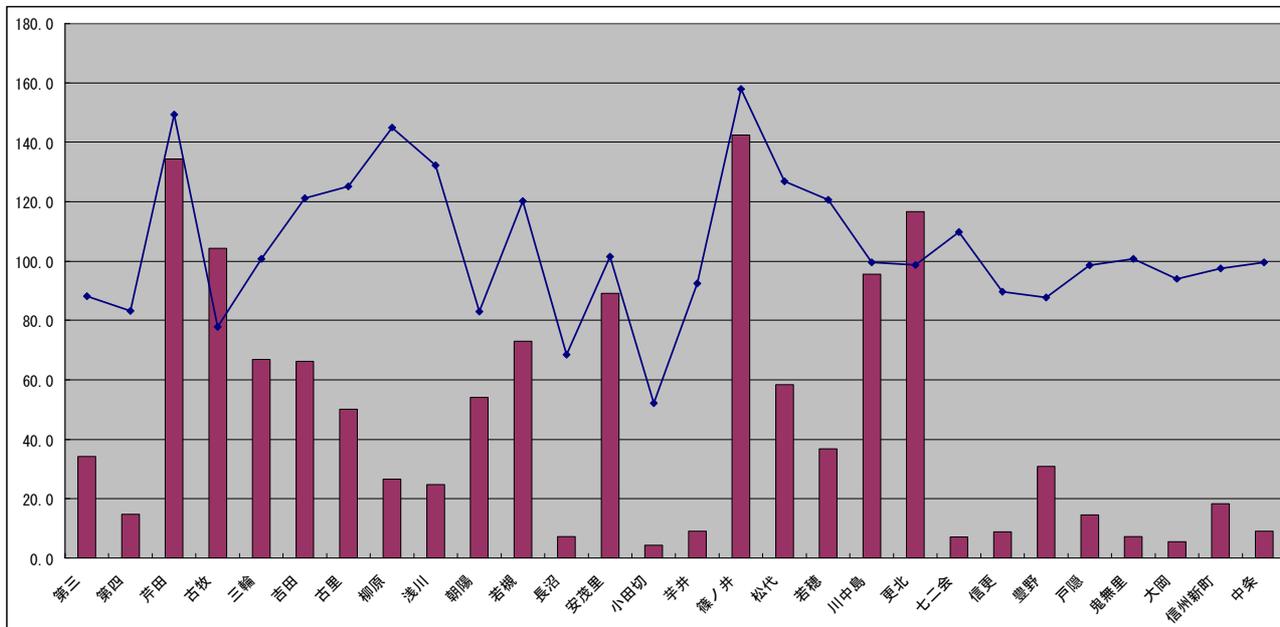


- 事業執行；各種スケジュールの管理、連絡調整、会議出席、文書の作成等の業務
- 意思決定；住自協内部の取りまとめ、情報の収集や提供、事業等の企画提案の業務
- 共通事務；会計処理、文書管理、財産管理、人事管理などを統括する業務
- 独自業務；地区独自の業務

- ・独自業務は、各地区が独自に設定しているもので地区ごとに異なる。

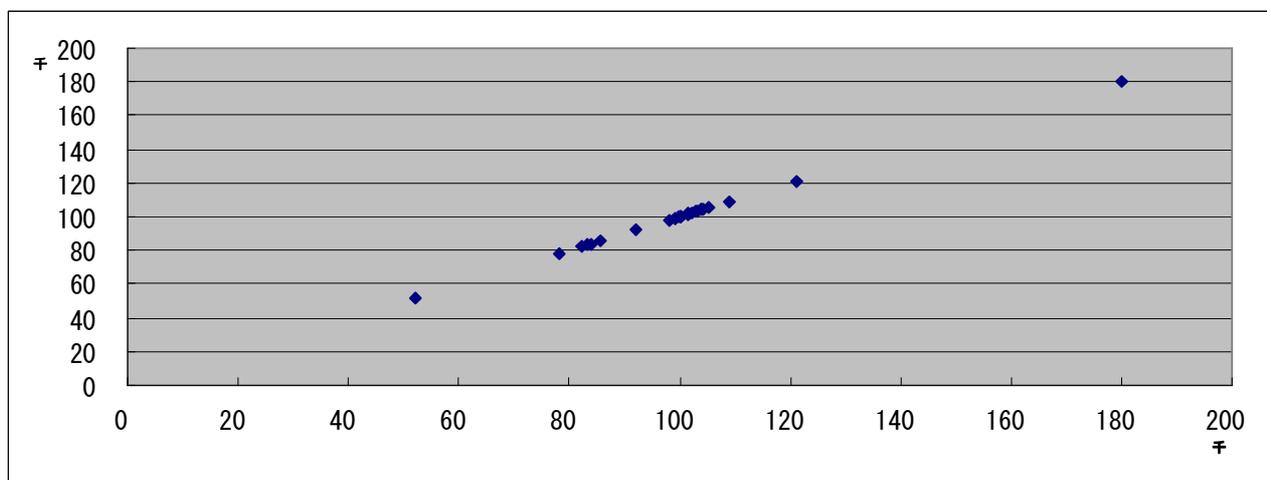
- ・勤務時間の半分は事業執行、残り半分がそれ以外の業務となっている。
- ・勤務内容の分類については、地区ごと(報告者ごと)の差が大きく、定型化することは難しいと考えられる。

(3) 世帯数と勤務時間



- ・棒線・・・平成 24 年 9 月 1 日現在の世帯数。
 - ・折れ線・・・各地区の事務局長の勤務時間数（月当たりの平均時間）
 - ・補助制度検討段階において、世帯数(=業務量)に応じた加算を求める意見があったが、世帯数と勤務時間数についての関連性は認められない結果であった。
- ※ 勤務時間数、世帯数とも多い篠ノ井については、月給制の勤務。芹田は、事務局次長を配置した 2 名の体制で勤務している。

(4) 月額賃金(年平均)の分布



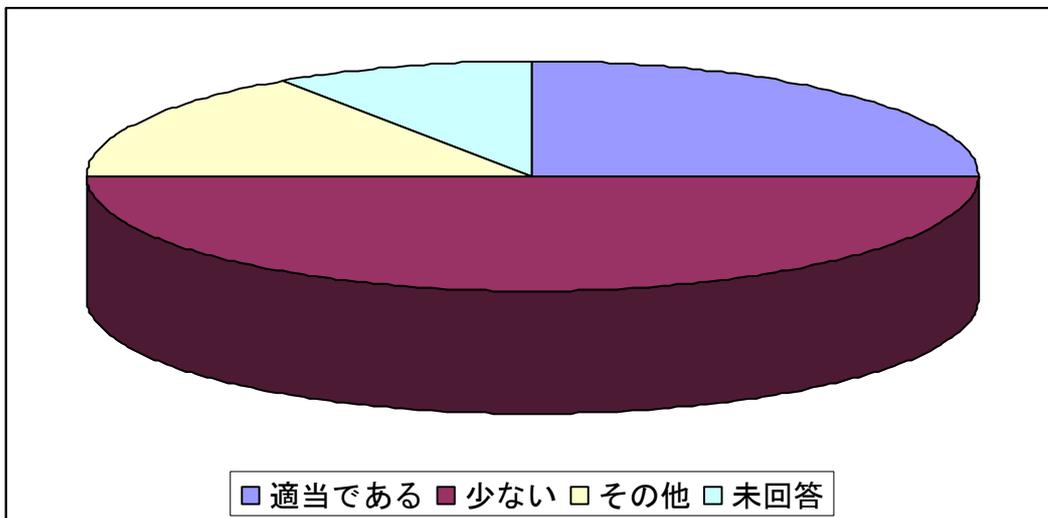
- ・月額賃金の平均は、約 9 万円であるが、月額 10 万円前後に集中している。
- ・補助金の限度額（年額 120 万円、月額 10 万円）に合わせて賃金を設定していること

が見て取れる。

7 事務局長雇用経費に対する住自協の意見（平成25年5月住自協訪問より）

(1) 事務局長雇用経費補助金は、適当ですか？

回 答	地区数	地 区 名
適当である	8	第三、朝陽、安茂里、小田切、戸隠、鬼無里、大岡、中条
少ない	16	第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、柳原、浅川、芋井、篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、信州新町
その他	5	大豆島、若槻、長沼、七二会、豊野
未回答	3	第一、第二、古里



【主な回答理由】

○ 適当である

- ・ 予算（120万円）の中で調整しており、サービス残業が少しあるが、問題はない。
- ・ 現時点では、所定勤務時間をオーバーしている状態であるが、ゆくゆく（業務に習熟することで）は、所定時間内で納まると考えている。
- ・ 事務局職員との共同作業により運営していける。
- ・ 1年間の経験から、現在の勤務で問題ない。

○ 少ない

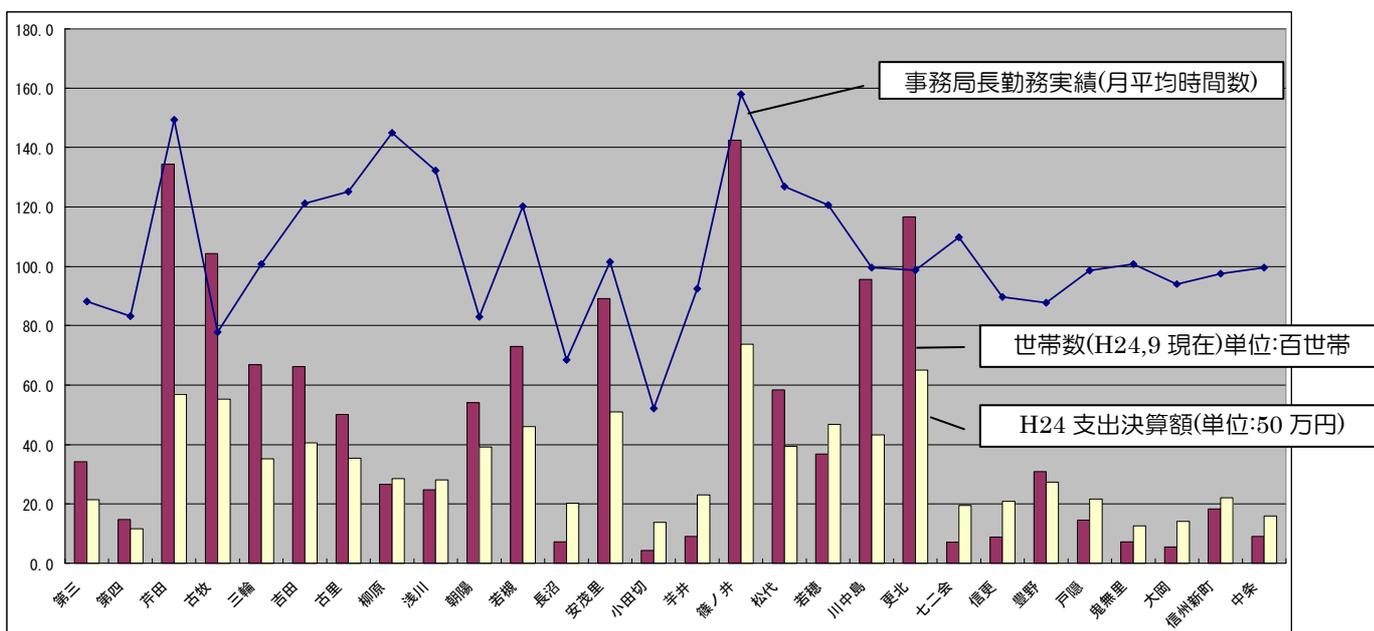
- ・ 時給1,000円程度で求める人材が確保できるか疑問である。
- ・（ボランティア的な仕事では）優秀な人材の確保は難しいのではないかと。
- ・ 事務局長の仕事は、事務局を統括する上でフルタイム勤務が望ましいが、現在の金額では、フルタイムでの雇用は不可能である。
- ・ 事務局職員の資質を高めることができれば、現状の金額（半日程度の勤務）でも大丈夫と思うが、現在の事務局人件費では、優秀な人材の確保は困難である。

- ・事業規模（又は世帯数など）に対する加算などが必要である。
- ・休日、夜間の会議への出席が必要であり、これら時間外勤務に対応するためには金額が少ない。
- ・事務（業務）量的に、月 100 時間程度の勤務が必要と感じており、現在の金額では、若干不足している。

○ その他

- ・時給 1,000 円で月 100 時間では、現在は若干不足しており、月 120 時間程度が必要である。ただし、今後、事務局長が直接的に行なう仕事は減っていくと考えており、職員の資質を向上することで減額も可能である。

8 地区別の世帯数、支出決算額(事業費)と事務局長の勤務実績



- ・各地区の世帯数(人口)や事業量(支出決算額)と事務局長の業務量(勤務時間数)に相関関係は見られない。

9 課題等

(1) 住民自治協議会自立支援(事務局長雇用経費)補助について

- ・事務局長の配置は、住民自治協議会事務局の機能強化としての効果が現われてきており、財政面での支援は、今後も継続していく必要があると思われる。
- ・事務局長の事務量を掌握するために、不足する場合は一般財源からの補填を依頼してスタートしたが、財源的に厳しい等の理由もあり、補助限度額に納めるよう勤務し、それに基づいて市への実績報告を行なった様子が伺えた。
- ・このようなことから平成 24 年度の実績を検証した結果からは、現在の補助額（1 地区年間 120 万円）の妥当性の判断はできない状況である。
- ・見直しに当たっては、地域いきいき運営交付金に事務局長の雇用費用を追加する方向で考えていたが、事務局人件費総額での検討が必要と考えられ、現段階での判断

は難しい状況がある。

- ・また、事務局長の雇用費用への世帯数による加算については、事務局長の勤務実績や、決算等から、世帯数に応じた加算には、合理性が認められない状況であった。

(2) 地域いきいき運営交付金について

- ・地域いきいき運営交付金は、各地区ごとの世帯数で算定する額と事務局の人件費があるが、用途については、各地区の住自協の自由裁量としている。
- ・事務局の人件費については、これまでも順次充実させてきているが、人件費として執行されていない地区が散見されることを考慮すると、この算定方法についても再考が必要と思われる。

(3) その他

- ・現在、厚生課では、地域福祉ワーカーへの人件費を、地域いきいき運営交付金への一括化を検討している状況にある。
- ・一方、地域いきいき運営交付金への一括化は、住自協の一般財源の増額（＝目的補助でなくなる）であり、地域福祉計画の推進などの事業実施を担保することはできなくなる。
- ・地域振興部の人件費支援制度の方向性と合わせて対応を検討する必要がある。